

第8次医療計画・第4期医療費適正化計画 の概要

《21分》

※本文中に記載のない限り、2023年8月1日時点の情報に基づいて作成しています。

なお、解説は全ての法律・制度を網羅するものではありません。

※スライドのイラストはイメージであり、法律・制度の内容を厳密に反映したものではありません。

<研修テーマの背景>

2024年度から始まる第8次医療計画と第4期医療費適正化計画の基本方針が国から公表されたことを受け、実施主体である都道府県は現在、地域の実情を踏まえた各計画の策定を進めています。

研修目的

各計画に盛り込まれる内容を踏まえ、担当施設の地域における役割や医療費適正化に対する考えを質問してみる



そのために…

- ・医療計画と医療費適正化計画に関する国の方針を把握する



第8次医療計画の策定が進められていますが、地域の医療体制はどのような状況ですか？

2024年度から始まる第8次医療計画と第4期医療費適正化計画の基本方針が国から公表されたことを受け、実施主体である都道府県は現在、地域の実情を踏まえた各計画の策定を進めています。

今回の研修では、各計画に盛り込まれる内容を踏まえ、担当施設の地域における役割や医療費適正化に対する考えを先生方に質問してみることを目的とします。

そのために、医療計画と医療費適正化計画に関する国の方針を把握しましょう。

1. 第8次医療計画

- **医療計画とは**
- **主な記載事項**
 - (1) 医師確保計画**
 - (2) 医療従事者の確保～薬剤師確保計画～**
 - (3) 外来医療**
 - ① **外来医療計画～診療所の偏在是正～**
 - ② **外来機能報告～機能分化・連携～**
 - (4) 地域医療構想**
 - (5) 特定の疾病・事業等～新興感染症への対応～**
- **5疾病の今後の方針**



2. 第4期医療費適正化計画

- **医療費適正化計画とは**
- **医療の効率的な提供**
 - (1) **後発医薬品等の使用促進**
 - (2) **医薬品の適正使用**
 - (3) **医療資源の効果的・効率的な活用**
 - (4) **医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供**
- **住民の健康保持**
 - ～生活習慣病等の重症化予防～



最初に、第8次医療計画のポイントを紹介します。

【1.第8次医療計画】医療計画とは

地域の医療提供体制整備のための計画で、2024年度から第8次計画開始



※記載事項の順番は、基本方針の順番と異なります。

→地域医療や医療機関に大きく影響 ← 国が進めている主な医療施策は医療計画の記載事項



厚生労働省「都道府県医療計画」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_keikaku/

株式会社メディカル・リード

4

第8次医療計画（以下、第8次計画）の内容に入る前に、医療計画について紹介します。

◆医療計画の概要

医療計画は、地域の医療提供体制を整備するための計画で、実施主体の都道府県が策定します。ただし、計画の基本方針は国が策定しており、都道府県はこの基本方針に即して地域の実情を踏まえた具体的な対策等を記載した計画を策定することになっています。

基本方針では、スライドに示したような事項を医療計画に記載することを義務付けています。例えば、病院が自由に増床できないのは、医療計画によって「基準病床数」が設定されているため、基準病床数に達している地域では原則増床が認められません。

このように、医療計画で定められた内容が地域医療や医療機関に与える影響は大きく、現在国が進めている主要な医療政策は、医療計画の記載事項となっています。

◆第8次計画について

医療計画は6年を1期としており、2024年度から第8次計画が始まります（期間は2029年度まで）。第8次計画では、第7次計画の期間中に追加された「医師確保計画」と「外来医療計画」の見直しや、新興感染症への対応に関する事項等が新たに規定されます。

今回は、スライドの主な記載事項のうち、赤字で示した(1)～(5)の5つの項目のポイントを紹介します。

なお、都道府県の医療計画はウェブサイト公表されており、各都道府県の具体的な対策を確認することができます。

【1.第8次医療計画】主な記載事項 (1)医師確保計画

指標を精緻化して偏在状況を正確に把握、派遣調整等を実施

医師偏在対策



・3年ごとに見直し →第8次計画の前半3年間の方針
【長期目標】2036年までに医師偏在を是正



偏在状況の把握方法

「医師偏在指標」算出

- ・2次医療圏ごと
- ・3次医療圏ごと



医師偏在指標

- 医療圏・都道府県
- 医療圏・都道府県

上位33.3%

医師多数区域
医師多数都道府県

下位33.3%

医師少数区域
医師少数都道府県

第8次計画の方針

偏在指標の算定式を見直し、精緻化（2次医療圏が異なる派遣先の勤務状況を反映）



具体的な対策

①医師の派遣調整

- ・地域枠医師等の派遣調整事業
- ・県内勤務希望医師の登録、紹介等

②補助金の活用

- （地域医療介護総合確保基金）
- ・医師少数区域等への重点活用

③キャリア形成支援

- ・地域定着のためのプログラムの策定（地域枠卒業医師等を対象）

ここからは、医療計画への主な記載事項の具体的な内容について紹介していきます。
1つ目は、「医師確保計画」の今後の方針です。

医師確保計画は、2次医療圏（入院医療提供範囲）と3次医療圏（原則都道府県単位）ごとの医師偏在対策を定めたものです。計画は3年ごとに見直すことになっているため、国からは第8次計画の前半3年間の今後の方針が示されました。なお、3年ごとに計画の実施・達成を積み重ね、2036年までに医師偏在是正を達成することを長期目標としています。

◆偏在状況の把握方法

医師の偏在状況を全国ベースで客観的に把握するため、国が2次医療圏、3次医療圏ごとの「医師偏在指標」を算出し、上位33.3%を医師多数区域・医師多数都道府県、下位33.3%を医師少数区域・医師少数都道府県と設定しています。

◆第8次計画の方針

医師偏在指標の算定式が見直されます。これまで考慮されていなかった「2次医療圏が異なる派遣先の勤務状況」を反映して精緻化を図ることで、偏在状況をより正確に把握します。

◆具体的な対策

国は次のような取り組みを推進しています。

①医師の派遣調整

地域枠等の医師を中心とした派遣調整事業や都道府県独自の事業（県内勤務を希望する医師の登録、紹介・斡旋）の着実な実施

②補助金の活用

医師少数区域等への地域医療介護総合確保基金の重点活用（派遣元医療機関の逸失利益の補填等）

③キャリア形成支援

医師少数区域等に派遣される地域枠で医学部を卒業した医師等に対する、地域定着のためのキャリア形成プログラムの策定（対象者の希望に対応できるよう、診療科や就業先の異なる複数コースの設定等）

【1.第8次医療計画】主な記載事項 (4)地域医療構想

2025年以降は新たな地域医療構想を策定

地域医療構想

病床の機能分化・連携を推進
→ 2025年のニーズに対応できる医療提供体制を整備



2025年以降も
継続

2025年まで

比較・分析

現在	2025年
高度急性期 ○床	●床
急性期 △床	▲床
回復期 ◇床	◆床
慢性期 ☆床	★床

病床の機能転換等の調整
関係者間の協議
を経て決定



地域医療構想調整会議

仕組みを維持

地域医療構想調整会議の資料等
を分かりやすく公表

2025年以降

中長期的課題を
整理・検討

スケジュール

～2024年度末

《国》
検討・対応終了



2025年度中

《都道府県》
新しい地域医療構想
を策定



2026年度～

《都道府県》
新構想に基づく
取り組み開始

株式会社メディカル・リード

9

主な記載事項の4つ目は、地域医療構想の今後の方針です。

地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年のニーズに対応できる医療提供体制を整備するために病床の機能分化と連携を推進する施策です。現在は2025年までの取り組みとして進められていますが、2025年以降も継続されることになりました。

◆2025年まで

地域医療構想では、高度急性期、急性期、回復期、慢性期——の4つに区分された病床機能について、現在の病床数と2025年の必要病床数の比較・分析を行い、その結果に基づいて病床の機能転換等の調整が行われています。機能転換等については、地域医療構想調整会議における関係者間の協議を経て決定する仕組みになっています。

2025年までは、この仕組みを維持して取り組みを進め、地域医療構想調整会議の資料や議事録等を分かりやすく公表することになりました。

◆2025年以降

2025年以降の取り組みについては、中長期的な課題を整理し、検討することになりました。スケジュールとしては、2024年度末までに国での検討・制度面での対応を終わらせた上で、2025年度中に都道府県が新しい地域医療構想を策定し、2026年度から新たな構想に基づく取り組みが開始される予定です。

1.第8次医療計画

- 医療計画とは
- 主な記載事項
 - (1)医師確保計画
 - (2)医療従事者の確保～薬剤師確保計画～
 - (3)外来医療
 - ①外来医療計画～診療所の偏在是正～
 - ②外来機能報告～機能分化・連携～
 - (4)地域医療構想
 - (5)特定の疾病・事業等～新興感染症への対応～
- 5疾病の今後の方針

2.第4期医療費適正化計画

- 医療費適正化計画とは
- 医療の効率的な提供
 - (1)後発医薬品等の使用促進
 - (2)医薬品の適正使用
 - (3)医療資源の効果的・効率的な活用
 - (4)医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供
- 住民の健康保持
～生活習慣病等の重症化予防～



次に、第4期医療費適正化計画のポイントを紹介します。

【2.第4期適正化計画】医療費適正化計画とは

住民の健康保持と医療の効率的な提供のための計画で、2024年度から第4期が開始

医療費適正化計画の概要

国 基本方針を策定

都道府県

適正化計画を策定
(目標や施策を設定)
※医療計画と一体的に作成可

主な記載事項
(目標)

住民の健康保持に関する目標

- (1) 特定健診・特定保健指導の実施率
- (2) メタボリックシンドロームの該当者等の減少率
- (3) 予防接種
- (4) 生活習慣病等の重症化予防

等

医療の効率的な提供に関する目標

- (1) 後発医薬品等の使用促進
- (2) 医薬品の適正使用
- (3) 医療資源の効果的・効率的な活用 **New**
- (4) 医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供 **New**

第4期適正化計画について

2024～2029年度
(6年間)

《新規目標》

- ・バイオ後続品の使用促進
- ・医療資源の効果的・効率的な活用

《継続目標》

- ・後発医薬品等の使用促進
- ・医薬品の適正使用

等

第4期医療費適正化計画（以下、第4期適正化計画）の内容に入る前に、医療費適正化計画について紹介します。

◆医療費適正化計画の概要

医療費適正化計画は、住民の健康保持を推進しつつ過度な医療費の増大を防ぎ、良質で適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための計画で、医療計画同様に国が基本方針を策定し、この方針に即して実施主体の都道府県が、地域の実情を踏まえて具体的な目標や施策を定めます。

基本方針では、計画の目的に基づき、「住民の健康保持」と「医療の効率的な提供」に関する目標等を定めることとしています。

なお、医療費適正化計画は、医療計画で推進する施策と密接に関連しているため、医療計画と医療費適正化計画を一体的に作成することも認められています。

◆第4期適正化計画について

医療計画と同様に6年を1期としており、2024年度から第4期適正化計画が始まります（期間は2029年度まで）。第4期適正化計画では、新たに「バイオ後続品」や「医療資源の効果的・効率的な活用」等に関する目標を設定することとされ、第3期から継続される後発医薬品の使用促進についても、新たな数値目標を設定します。

今回の研修では、「医療の効率的な提供」に関する(1)～(4)の目標を先に紹介し、最後に「住民の健康保持」の(4)「生活習慣病等の重症化予防」に関する目標を紹介します。

【2.第4期適正化計画】医療の効率的な提供 (1)後発医薬品等の使用促進

後発医薬品の使用促進は、2024年度に新たな数値目標を設定

目標

後発医薬品

【第3期】2023年度末までに数量シェア80%以上
※2022年3月時点で29道県が達成



【第4期】

【国】2023年度中に新規目標を設定
【都道府県】2024年度に国の目標を踏まえて設定
※数量シェア80%未達成の都道府県は早期達成

バイオ後続品《新規》

品目により普及割合が異なり、その要因は多様

2029年度達成目標

・置換80%以上（数量ベース）の成分数が全体の6割以上



国の示す施策例

- ・フォーミュラに関する取り組み（医療関係者に対する周知、作成等）
⇒国がフォーミュラ作成・運用に関する文書を通知
- ・後発医薬品・バイオ後続品の使用に関する普及啓発等の施策の策定・実施
- ・保険者等による差額通知の実施支援



ここから具体的な内容について紹介していきます。

まず、医療の効率的な提供に関する目標です。

1つ目は、第3期適正化計画から継続される「後発医薬品等の使用促進」についてです。

◆目標

①後発医薬品

第3期適正化計画の目標は「2023年度末までに各都道府県の後発医薬品の数量シェア80%以上」で、2022年3月時点において、29道県が目標を達成しています。

第4期適正化計画については、国が2023年度中に金額ベース等の観点踏まえて新たな目標を設定することから、都道府県は国の目標を踏まえた数値目標を2024年度に設定することになりました。数量シェア80%を達成していない都道府県については、当面の目標として可能な限り早期の達成を目指します。

②バイオ後続品

第4期適正化計画で新たに数値目標が設定されました。バイオ後続品は品目により普及割合が異なり、その要因が多様であること等を踏まえ、「2029年度（計画最終年度）に、数量ベースで80%以上置き換わった成分数が全体の6割以上」という目標が示されました。

◆国の示す施策例

- ・医療関係者に対するフォーミュラの周知や作成等の取り組み
⇒国がフォーミュラ作成や運用に関する基本的な考え方をまとめた文書を通知
- ・都道府県内における後発医薬品・バイオ後続品の使用に関する普及啓発等の施策の策定・実施
- ・保険者等による差額通知の実施支援

電子処方箋の活用等で効果的に重複投薬を是正

目標

- ① 重複投薬の是正
- ② 多剤投与の適正化

目標例)

- ・普及啓発
- ・保険者等による訪問指導



国の示す施策例

① 重複投薬の是正

- ・電子処方箋の普及促進
- ・保険者等の取り組み支援

重複投薬等の
自動チェック機能あり



② 多剤投与の適正化

- ・服薬状況の確認・併用禁忌防止の取り組み等の促進
(目安は6種類以上投与高齢者)

事例 (福岡県の第3期適正化計画)

目標

- ・市町村・関係団体と連携の上、重複投薬の是正や多剤投与の適正化に取り組む

施策

- ・「福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会」を設置して協議・検討
- ・高齢の重複服薬者にお薬手帳の適正使用を促すチラシ・手帳ホルダーを送付
- ・多職種を対象としたポリファーマシーに関する研修会を実施



2つ目は「医薬品の適正使用」で、これも第3期適正化計画から継続される目標です。

◆ 目標

各都道府県が、① 重複投薬の是正、② 多剤投与の適正化——に関する目標を設定します。基本方針では、普及啓発や保険者による訪問指導等が例示されています。

◆ 国の示す施策例

① 重複投薬の是正

- ・重複投薬等の自動チェック機能を有する電子処方箋の普及促進
- ・保険者等の取り組みの支援
- ・処方医とかかりつけ薬剤師・薬局の連携の推進

② 多剤投与の適正化

- ・保険者等による医療機関・薬局と連携した服薬状況の確認・併用禁忌防止の取り組み
(6種類以上投与の高齢者を目安) 等の促進

◆ 事例 (福岡県の第3期適正化計画)

【目標】

市町村・関係団体と連携して重複投薬の是正や多剤投与の適正化に取り組む

【施策】

- ・医師会・薬剤師会等の職能団体と保険者が連携するため、「福岡県医薬品適正使用促進連絡協議会」を設置して協議・検討
- ・高齢者への啓発策として、重複服薬者にお薬手帳の適正使用を促すチラシと手帳ホルダーを送付
- ・医師、薬剤師、看護師等の多職種を対象としたポリファーマシーに関する研修会の実施

① 医療計画、医療費適正化計画いずれも実施主体の都道府県が策定

② 第8次医療計画に「紹介受診重点医療機関」の情報を記載

③ 第4期医療費適正化計画に、後発医薬品の新数値目標を設定

① 医療計画、医療費適正化計画いずれも実施主体の都道府県が策定

医療計画は地域の医療提供体制の整備を、医療費適正化計画は住民の健康保持及び医療の効率的な提供を目的に策定される計画です。いずれも実施主体である都道府県が策定しますが、記載事項に関しては、国が策定する基本方針で示され、都道府県はこの基本方針に即して具体的な計画を策定することになっています。各計画は6年を1期としており、2024年度から医療計画は第8次が、医療費適正化計画は第4期が始まります。2つの計画の内容は密接に関連しているため、一体的に策定することも認められています。

② 第8次医療計画に「紹介受診重点医療機関」の情報を記載

医療計画には、医師をはじめとした医療従事者の確保や外来医療、地域医療構想、特定の疾病・事業等に関する内容等が記載されています。第8次計画では、医師の偏在対策を定めた「医師確保計画」に加え、薬剤師の偏在是正のための「薬剤師確保計画」も新たに策定されます。外来医療に関しては、2022年4月に施行された外来機能報告を活用した機能分化・連携が進められることになり、報告結果等に基づいて決定される「紹介受診重点医療機関」の情報が「外来医療計画」に記載されます。地域医療構想については、2025年度中に各都道府県が新しい地域医療構想を策定する方針が示され、特定の疾病・事業等については、「新興感染症発生・まん延時の医療」が追加されることになりました。

③ 第4期医療費適正化計画に、後発医薬品の新数値目標を設定

医療費適正化計画には、医療の効率的な提供に関する目標と達成に向けた施策を記載することになっており、第4期適正化計画では、後発医薬品の使用促進や医薬品の適正使用の推進、医療資源の効果的・効率的な活用等に関する目標等が定められます。後発医薬品の使用については、国が金額ベース等の観点を踏まえた新たな目標を定めることから、都道府県もそれを踏まえた新たな数値目標を設定することになりました。また、バイオ後続品についても数値目標が示されました。医薬品の適正使用については、引き続き重複投薬の是正と多剤投与の適正化に関する目標等を設定することになり、医療資源の効果的・効率的な活用については、①効果が乏しいというエビデンスが指摘されている医療、②医療資源の投入量に地域差がある医療——に関する目標等が設定されます。

地域の医療提供体制を整備するための医療計画は、見直しにより直ちに大きな影響が出ることは少ない一方で、新たな医療費適正化計画の策定は、医薬品の選択や使用方法の変更につながる事が予想されます。

外来医療の機能分化・連携が進展

専門性の高い医療の実施状況等を外来医療計画に追加
→ 専門外来医療機関と一般病院の役割分担・連携が進展



後発医薬品拡大に向け新目標を設定

医療費適正化計画で後発医薬品の新たな数値目標を設定
→ 後発医薬品のさらなるシェア拡大策も



効率的な医療提供のための見直し

効果が乏しい・地域差が大きい医療を是正
→ 抗菌薬使用の見直しや、外来化学療法の適正化



地域の医療提供体制を整備するための医療計画は、見直しにより直ちに大きな影響が出ることは少ない一方で、新たな医療費適正化計画の策定は、医薬品の選択や使用方法の変更につながる事が予想されます。

◆ 外来医療の機能分化・連携が進展

医療計画の中の外来医療計画に、専門性の高い外来医療の実施状況等を盛り込むことになり、今後、専門的な治療を行う医療機関と一般医療機関の役割分担や連携が進むことが見込まれます。

◆ 後発医薬品拡大に向け新目標を設定

医療費適正化計画において、都道府県は国の目標を踏まえた新たな数値目標を設定するため、後発医薬品のさらなるシェア拡大策が講じられると思われます。

◆ 効率的な医療提供のための見直し

効果が乏しい医療や資源投入量に地域差がある医療を是正するため、抗菌薬の使用方法の見直しや外来化学療法の体制整備も予想されます。

先生方は、自身の施設と他施設の対応の違い等を気にされていることも少なくありません。担当施設の先生に、医療計画や医療費適正化計画の見直しに対する考えや、取り組み状況について伺ってみてはいかがでしょうか。

- ① 2024年4月から、都道府県によって策定された第8次医療計画と第4期医療費適正化計画に沿って地域医療の体制整備等が図られることとなりますが、策定された計画はどういった形で先生方に伝えられるのでしょうか。
- ② 第8次医療計画には、「医師、薬剤師等の偏在対策」が盛り込まれているようです。当地域でのこうした対策の必要性について、先生はどのように感じていますか。
- ③ 第8次医療計画では、従来の5疾病・5事業に、6事業目として「新興感染症医療」が追加されます。貴院は、新興感染症発生時の対応医療機関として協定を締結される予定等はあるのでしょうか。
- ④ 第4期医療費適正化計画には、第3期計画に続き「後発医薬品の使用促進」が盛り込まれ、新たな数値目標が設定されるようです。貴院・貴局では、さらなる切り替え余地はあるのでしょうか。
- ⑤ 第4期医療費適正化計画では、後発医薬品使用を促進するための施策として、国はフォーミュラの作成や運用について通知を出しています。フォーミュラについて、先生はどのようにお考えでしょうか。
- ⑥ 第4期医療費適正化計画では、医療と介護の連携により、高齢者に対する医療費の適正化を図ることを目指しています。先生は、医療と介護が連携する上で重要なポイントはどのようなことだとお考えでしょうか。

スライドは、研修内容を活用するための質問例です。

先生方は、自身の施設と他施設の対応の違い等を気にされていることも少なくありません。担当施設の先生に、医療計画や医療費適正化計画の見直しに対する考えや、取り組み状況について伺ってみてはいかがでしょうか。